

【保健福祉部関係：質問項目】

1. 高齢者向けの肺炎球菌ワクチンについて
2. 動物愛護について
3. 子ども医療費の現物給付について

【質問本文】

1. 高齢者向けの肺炎球菌ワクチンについて

■ 質問（しもづる）

私からは、三点ほどお伺いしたいと思っております。

一点目は、高齢者向けの肺炎球菌ワクチンについてお伺いしたいと思っております。

高齢者向けの肺炎球菌ワクチンについては、高齢者の肺炎が発症しますと、重篤化、合併症を引き起こすことから、一定の県・市においてもワクチンの助成制度が講じられているところでもあります。本県においても鹿児島市ですとか奄美市、出水市、与論町といった自治体で拡充をされてきているところですが、各市町村で拡充しているということは、そのワクチンが当然に疾病について有効であるということ、そしてまた保険からの給付の支出も結果的には抑えられるということがあるのではないかなと考えております。

一方で、各自治体に広がっていきますと、県内全域で見たときに、財政余力あるところ、もしくはそこに住んでいる方は助成を受けられて、そうでないところは受けられないという格差の問題も生じてこようかと思えます。

そこで二点お伺いしたいのが、現在県として、高齢者向けの肺炎球菌ワクチンの助成についてどのような検討を行っているか。

そして二点目は、県内各自治体に広がっていく中で、一定の財政力がない自治体に住んでいる方だけは受けられないということを防ぐためにも、県として助成制度を検討すべきであろうかと考えますが、お考えをお聞かせください。

□ 答弁（健康増進課長）

成人用の肺炎球菌ワクチンの予防接種についての御質問でございますけれども、効果につきましては委員おっしゃるようなあるといったようなことで、国においてもこれをどう取り扱うかといったようなことがこれまでも予防接種部会で検討されてきたところでございます。

県内におきましても、一部の市町村におきましては独自に助成を行うといったようなことで取り組んできたわけでございますけれども、来年度、二十六年度中には国におきましては定期接種化といった動

きがございまして、県としては当面その動きにあわせてといいますか、それによる対応をしていきたいというふうに考えているところでございます。

## 2. 動物愛護について

### ■ 質問（しもづる）

ありがとうございます。ぜひ国の動向を見定めた上で、実際の効果が県民の方に波及をするように努めていただければと思います。

続いて二点目は、動物愛護管理推進計画についてお伺いしたいと思います。

一般質問での答弁でもあったかと思いますが、計画の見直しをしていって、殺処分の半減ですとか、譲渡率の倍増といった見直しをかけているということかと思いますが。その中で、やはり最終的に目指していくべきは殺処分のゼロというのを目指していくべきかと考えておりますが、ただ二〇二三年度の目標に掲げられています犬・猫の殺処分約二千頭で譲渡率二〇%という目標を達成するためには、現状持ち込まれる数が五千二百頭以上という、これをまず半減以下にしなければならないということが導き出されるかと思いますが。その中で、そもそも持ち込まれるものを防いでいくためには、減らしていくためには、私は、飼い主の方への普及啓発、教育が重要であろうかと考えております。

その中でお伺いしたいのが二点ありまして、飼い主向けの普及啓発と申しましても、私二点大事だと思っています。一つは、全般的な普及啓発なんですが、もう一点は高齢者向けの普及啓発というのが非常に必要だと考えています。これは実際に牧之原の畜犬管理センターに私、視察に行ったんですけども、その際に収容されている犬・猫がなぜ、犬が持ち込まれたかという理由を聞きましたら、そのときにいた犬が、飼い主の高齢者の方が亡くなって子供たちが引き取らなかったと、その結果持ち込まれたという理由がありました。今後、高齢化社会を迎えていく中で、特に独居の高齢者の方は、過ごすパートナーとしてペットを飼っていくということも想定されるかと思いますが、ペットよりも先に人間のほうが亡くなってしまいう事態も多々想定されることかと思いますが。

その中で、私は、例えば高齢者向けに万が一、自分のほうが先に亡くなった場合には、残されたペットをどうするかということを考えましようねと、例えば子供たちに話をしていくですとか、ほかの方に話をしていくですとか、そこをちゃんと考えましようねという普及啓発が必要になってくるかと思いますが、それについてのお考え、現状の取り組みを教えてください。

### □ 答弁（生活衛生課長）

ただいま高齢者への飼い主としての自覚をもたらす普及啓発の御質問ございましたけれども、一つは、今私ども譲渡しているわけですけども、その中で高齢者の方が譲渡してほしいという御希望がございます。まずその部分については、高齢ということで次の世代、次どうされますかということを実際にその部分はお聞きをすることにしております。その上で家族全体で、もし私が何かあったときはこういう方をお願いをするということの誓約書とか、そういったことで一つ具体的にはさせていただいて

います。あと全般的な高齢者への啓発ですけれども、ホームページ等あたりで、飼い主責任、あるいは高齢者独自への啓発は今のところまだ具体的にはなっていないので、その高齢者への具体的な部分については今後また検討を進めていきたいと思います。

以上です。

#### ■ 質問（しもづる）

ありがとうございます。現状の取り組みとして、動物愛護センター等から譲渡を受ける際にはそのような呼びかけ、誓約書といった取り組みをされているということで、非常によい取り組みだと思いますが、一方で、高齢者の方がペットを迎え入れるルートというのは、恐らく動物愛護センターからの譲渡というのはむしろパーセンテージとしては低いほうで、一般のところから譲渡を受けるなり、ペットショップから買うなりといったところのほうが大きいのかなと思います。ですので、要望ですが、今後そういうルートからペットを受け入れる高齢者に対しても、自分が亡くなった後、ペットが残された場合にどうするかということを考えていただくように普及啓発を進めていただきますよう要望いたします。

### 3. 子ども医療費の現物給付について

#### ■ 質問（しもづる）

最後に三点目は、医療費補助の現物給付に向けた議論についてお伺いしたいと思います。

前回の定例会、この委員会で一個お尋ねしたと思いますが、市町村が独自に現物給付をやろうとすると、国庫から入ってくるお金が減るという説明があったかと思いますが、市町村側で、いや、その分は一般財源を投入するんだと、うちは政策判断として、それが優先が高いと思うからそうするんだということが制度上可能なのかというお尋ねをしたかと思いますが、それについて教えてください。

#### □ 答弁（子ども福祉課長）

前回の十二月の委員会で、委員が提案されました医療費の現物給付化の検討について申し上げます。

委員から御提案のありました現物給付を導入した市町村は、導入前の補助金を上限として償還払いのまま市町村は現在の補助条件で補助すると、そういう内容だったかと思うんですが。

#### □ 答弁（子ども福祉課長）

法的には可能でございます。一つの方法であると考えております。

#### ■ 質問（しもづる）

はい、ありがとうございます。

市町村が財源を自分で負担する限りにおいて法的には可能であるというお答えでした。

やはり現物給付というのは給付の増大を招きますことから、やはり財源と実際得られる効果というのを照らし合わせをやっていく必要があるかと思いますが、それは市町村が財源を投入する限りにおいてはできるということは、市町村がやりたいと相談された際には、法的には可能ですよというお答えをさ

れるということによろしいんですね。県に問い合わせがあったときに、確認だけとらせてください。

□ 答弁（子ども福祉課長）

はい、そのとおりです。（「はい、ありがとうございます」という者あり）

■ 質問（しもづる）

今、県としての現在の政策判断の方向性、並びに現状考えていないという答弁自体はわかりました。ただ今の答弁受けてお伺いしたいのが、県としてはやはり医療費の関係もありますしというところもだと思うんですが、では市町村のほうに県から出すお金は、例えばある市町村が現物給付をしたいと言ってきたときに、現物給付導入前と導入後と県から出るお金が変わらないという前提で認めるということはないんですかね。県として今認められないというのが二つ理由が示されたかと思います。一つは、医療費の増大の話、もう一つは市町村の財政力格差によって差が生じるという話があったと思います。まず前者についてなんですけれども、県としての財政支出が導入前と導入後と変わらないのであれば、それは市町村の判断に任せていいんじゃないかなと思うんですが、そこについてはお考えはどうですか。

□ 答弁（保健福祉部長）

全体的な財政負担というものもございますけれども、やはり最終的にはそういうサービスを受けられる住民の後の部分にもかかってくるかもしれませんが、やっぱり市町村によってそういう受けるサービス、それが変わってくると、利便性の部分ですけれども、やっぱりそれは県としてできないというふうに考えております。ただその金額が変わらなければよろしいのかという部分でございますけれども、やはり最終的なサービスの部分をやっぱり考えていかなきゃならないというふうに考えています。

■ 質問（しもづる）

今、後者の理由のほう、県全体での統一、平等、公平ということが示されたかと思います。どこまで県全体で保障すべきなのかなという議論とそしてもう一つ、やはり市町村の政策判断というのも考えなければならぬのかなというふうに考えます。もちろん、県全体で一定のあるべきラインを下回る市町村が出てしまっただけは問題でありますし、特に財政力が乏しい市町村に対してナショナルミニマムと申しますか、県としてのミニマムをしっかりと保障していくというのがやはり県の役割であろうかと思えます。ただ現状として、償還払いというところでミニマムはそろっているわけですよね、県全体の。その上に付加的なサービスとして、これは当然市町村の政策判断になりますけれども、ちゃんとミニマムを守った上での付加的なサービスとして市町村がやりたいというのは、県の財政もありますから、県の財政支出が変わらない限りにおいては僕は認めるべきなんじゃないかなと思っています。差がつくのがどうかというお話ありましたけれども、私はミニマムを守った上でちゃんと県全体に一定の水準を保障した上で、市町村がやはりうちの市はこういうまちづくりをやりたいんだ。いろんな政策課題がある中で、うちは例えば医療費の現物給付が優先度が高いと、うちの市は判断すると、市長が判断するなり、そして市議会でもそういう公約を掲げて戦った方々が多く市議会に入って、市民の代弁者として市議会ですら政策判断をする。それは認めていくべきなんじゃないかなと思うんですけれども。

#### □ 答弁（保健福祉部長）

ただいま下鶴委員のほうからお尋ねございましたけれども、確かにこれはそれぞれの単独の事業でございますので、自治体の政策判断ということが可能であるかと思っております。ただ、そういう意味では県単医療につきましても、既に給付の対象年齢だとか、そういうものについてはそれぞれの市町村の判断で上乗せをさせていただいておりますけれども、基本的にこの支払いの方式の償還払い、これについては全県下統一した形で、県としては統一した形で支給するといえますか、そういう考え方で統一したいと思っております。それは先ほどから申し上げますとおり、受けられる市町村によってやっぱりその利便性とかそういうものによって差ができるというのは望ましくないというふうに考えております。

そういう意味では、これ全都道府県実施しているんですね。ですから、私どもとしては、これはオールジャパンでありまして、そういう意味では財源的なもので国のほうに制度について国庫補助負担、そういうものをお願いするというところで開促協等を通じて国にも要請をしてくるところです。そうしますと、ナショナルミニマムというものがある程度示されてできるのではないかとは思っておりますけれども、以上でございます。

#### ■ 質問（しもづる）

この現物給付に関する議論というのは、多分、私が議会にこうやって上げていただく前からも脈々とあった議論であったかと思いますが、今回、部長の答弁をいただいて、県が立つ立場、理由というのが明らかになったというのは一つ前進なのかなと思っております。すなわち、私、今までほかの委員、議員の方々がやっている議論聞いてて、財源の話をしているのかなと思って、そちらのほうメインなのかなと思っていたんですが、財源をクリアしたとしても、今県としては県下全域の平等、公平という理由に立っているという見解が示されたかと思っております。それに対して、先ほど申し上げたとおり私には異論があるんですけれども、ただ、よって立つ理由が明らかになったということで、今後その理由の妥当性ですとか、またお互いに知恵を出し合って今、障害事由になっているところを乗り越えてどうやっていくのかということについては前進したと思っておりますので、先ほど意見は申し上げましたので、以上といたします。

#### □ 答弁（保健福祉部長）

答弁ではないんですが、私、ただいま話の中で財源的なことはちょっと割愛をいたしましたけれども、これまで本会議で答弁しておるとおり、財源の問題と、そういう課題があるということで、あわせて御理解いただければよろしいかと思っておりますので、よろしく申し上げます。

#### ■ 質問（しもづる）

私もその財源の話というのは当然あると認識しておりまして、今先ほどから御提案しているのは、県から出る財源が変わらない前提においてできないのかという話をさせていただいたかと思っております。それに対して出てきたのが、県下全域平等にしたいという論点だったかと思っております。それに対しての議論は今後やっていきたいなと思っておりますが、そういうことで御理解いただければと思います。

以上です。